



意見陳述

ユーコープ労働組合
書記次長 安部 栄子

神奈川県内の5人以上の事業におけるパートタイム労働者の比率は35.1%、女性は54.3%に達しています。自分の賃金で家計を支える非正規雇用も増え続け、「非正規雇用＝家計補助的な働き方」は通用しなくなっています。非正規労働者の多くが最低賃金近傍で働いており、平成29年の神奈川県の最低賃金改定による影響率は、全規模事業者では9.1%、小規模事業者では18.3%といずれも全国で1番高くなっています。

生活協同組合ユーコープは神奈川・静岡・山梨3県で事業を展開していますが、その7割は時間給で働くパート職員です。2019年度パート職員の基本時給は1020円です。

ここで、ユーコープ労組のパートの実態を紹介します。「生協に入職して20年近くになり60歳になりました。仕事は事務仕事ですが、ほとんど一人でやっている仕事です。時給は1,295円、1日7時間契約でしたので残業代を入れても手取りで18万円程度でした。一時金が少ないので年収220万くらい。病気がちの母と二人で暮らすにはとても厳しい金額でした。家賃はいらないのですが、あちこち修繕したり、母を病院につれていくには車が必要なため維持費がかかります。老後のことを考えて貯金をするという余裕はありませんでした」まさに、パート自身が生計者となっている事例です。

新型コロナウイルス感染拡大の中、保障制度が不十分なまま断行された非常事態宣言に伴う自粛によって、雇用が脅かされる、収入が激減するなどくらしにも大きな影響を与えています。神奈川労連労働相談センターにはコロナ関連の相談が約600件寄せられています。「休業補償がなく生活できない」「休業したまま解雇された」など切迫した内容の相談です。日常生活を支える医療や介護、福祉、流通などのエッセンシャルワークに従事する労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働く非正規雇用労働者であることが明らかになりました。不安定な雇用、自らの感染への恐怖などとたたかいながらの仕事です。最低賃金の引き上げは、エッセンシャルワークの社会的地位を向上させるうえでも重要です。

2019年度の神奈川県の最低賃金は28円引き上げられ、1011円となりました。1011円で月に150時間働いても15万程度です。そこから、税金や社会保険料、水道光熱費を払うと残りは12万5千円と住居費や食費など最低限の支払いも厳しい状況となり、最低賃金法9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」は到底できません。

最低賃金の抜本的な引き上げは、中長期的に見れば中小企業の経営に好循環を生み出します。現在の中小企業の実態を考慮すれば、支払い能力に困難を抱える中小企業に対して、国の責任による特別な支援が必要です。直接的な資金支援や社会保険料・税の負担軽減など実効性のある具体的な制度への見直しが必要です。

6月26日、第56回中央最低賃金審議会が開催され、今年度の地域最低賃金の改定に関する諮問が行われました。加藤厚生労働大臣は、6月3日に開催された全世帯社会保障検討会議での安倍首相の「新型コロナウイルス感染拡大による企業業績の急速な悪化を受け、本年度の最低賃金の大幅引き上げに慎重な姿勢で臨む」という引き上げに後ろ向きな発言を受け、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して検討する」と審議会に求めました。

7月3日の第407回神奈川地方最低賃金審議会を傍聴しました。労働者側委員からデータや資料を積極的に求める声がありましたが、神奈川地方最低賃金審議会に置かれましては、中央での目安額に「いくら上乗せするか」の議論にとどまらず、神奈川独自の調査審議を尽くしていただくことを強く要望します。